

継荷物取扱方申合之事

甲府並西郡筋々武相兩國え差送候糸・篠巻・其外国産之品々、諸向荷主中へ継宿被相頼、銘々引請荷物継送候所、荷主中仕切勘定ニ被相越候節、不着荷物有之、殊ニ送状ニ不引合荷主違之荷印取交、亦是送状荷札等無之荷物問々有之、荷印一様ニても上中下送先相違有之、元送状荷札取失候荷物八王子於荷宿先々送方差支、尚亦荷主違之荷物元駄賃不同有之、荷主双方立会調不致候ては過不足不相分、旁手数相掛数日滞留不益之雜用相掛、扱亦雨天之節不手當ニて吹掛雨沓刎惡水染込、中ニは荒荷等問々有之、多分損金相立、右は畢竟馬土宅え数日荷物留置候故、自然と荒荷等出来候哉、廉々荷主一同難渋ニ付、向後之儀荷宿一同申合、大雨亦是馬都合ニ寄荷宿え荷物積置候儀は格別、是迄之通馬土宅え数日不留置、荷物無入狂荒荷等無事着致候様取計請度旨、荷主中へ懸合有之、今般一同出会及評儀候所、諸荷物荷主元出荷已来、道中筋之儀は都て荷宿え任候儀ニ付、兼て延着荒荷等は勿論、諸事龜末無之様精々申聞候得共、駄賃稼事馴候者共荷主損益之無弁、自分任勝手日限受合候荷物宅え留置、勝手宜外荷物相稼、剩日後荷物子供或は欠出馬土と相對替等致、荷物龜末ニ取扱候故、荷印入狂荒荷等出来候儀ニ有之、是迄之姿ニて何様敵敷申渡候共無詮儀ニ付、已来貨錢引方相断取扱候外無之、依て再評之上延着引其外都て取計向一同無不同様左之通申合候。

(1) 甲府其外諸向荷主へ八王子迄中継宿三里へ五里ヲ限、何れも日帰相成候間近之継場ニ付、自宿馬ニて差送候荷物當日着継場、問宿馬ニて昼夜差送候荷物は翌朝先着致候様堅断、尤荷込之節御伝馬番差合翌日運送成兼候分は、一日之猶予見込、成丈荷数可差送。依ては同日出之荷物先着不同有之候故、着日無紛様何日出何日着と認、延着引一日後式百文之印判居送状相渡、右定日限於延着は、一日後式百文貨錢不足可請取旨急度断、荷物可相渡候。

但、荷物於請取荷宿は、延着引送状通取計、差引認可差送候。
(2) 雨天之節上掛桐油念入候儀は勿論之儀、快晴ニても道惡敷節は沓刎惡水除之儀、荷宿へ可相渡。且荷宿附出候節快晴ニて途中俄之急雨有之候へ、不取敢俵相求メ惡水除手當念入候様堅申渡、其上不手當ニて惡水染込候荷物は、駄賃一切不相払、尤荷物八王子着改之上、同所へ之沙汰相待候様申渡荷物泥染ニ付駄賃一切不相払、当所へ之駄賃ニて差送候間、八王子着改之上強て障も無之候へ、荷主中帰國之節当所迄之駄賃被相払候様致度旨認、可差送候。

(3) 諸荷物荷主元出荷之節送状ニ不引合荷印取交、亦是送状荷札無之荷物、可差送道理無之、尚亦中継於荷宿も右様不埒之荷物無調其假可請継様無之、畢竟馬土同途中相對替亦是割荷等我假勝手之取扱へ荷物入狂送状荷札等も取失、荷主中被及迷惑候ニ付、已来之儀、急度相断其上不得止事若右様不埒之荷物附来候へ、是亦駄賃一切不相払、勿論前ヶ条之振合申渡、荷物は荷印入狂亦是無送状荷札次第ニ寄、前ヶ条之振合認可差送。但、荷印入狂荷物は、元送状荷印之脇え内何箇何印ニ代と認、印判居可差送候。

(4) 送状ニ貫目記候荷物、掛目減候へ、切目相当之引方可取計。但、篠巻之儀は晴雨ニ寄貫目増減有之候間、荷造格別緩荷物は篤と改、中包紙破候へ、一切不相払、荷物八王子着改之上、同所へ之沙汰次第可取計候。前書ヶ条之通取扱方一同不同無之様為念印書銘々控置候。以上。

弘化四未八月

- 阿弥陀海道宿 花田五郎左衛門[㊦]
- 山形九兵衛[㊧]
- 猿橋宿 阿良居六郎兵衛[㊨]
- 加藤所助[㊩]
- 上野原宿 小原宿 清水奎左衛門[㊪]
- 八王子宿 米田安兵衛[㊫]

二三一 幡野逸雄家文書

(猿橋町猿橋)

寛政頃から整つてきた甲州道中の荷問屋(荷宿)は、宿問屋に代わる新しい輸送組織の中心として、商品流通に重要な地位を占めるようになってた。

この史料は、生糸・篠巻(絹)など、当時の主要流通商品の輸送に関する荷問屋間の取り決めで、荷違いや荷荒れなどの問題に対する細かい方策を定めている。

明治初年の内国運運会社や甲斐國中馬会社の母胎となつたのは、当地方では、これらの荷問屋であった。(参照史料一八〇・一八一)

(1)荷送り順、延着の時の処理など。

(2)雨天の時の処置、汚れ荷の処置など。

(3)荷物入れ違い、荷札紛失の時の処置など。

(4)送り状の重量記載に誤りがある時の処置など

二四九 荷問屋の馬士支配に関する詫証文 慶応二(一八六六)年

差出申詫一札之事

一、甲信兩國々武相兩國は勿論、横浜江戸表え差出し候糸綿其外諸荷物之儀、宿々中継荷問屋にて名当共え無恙継送り候処、去丑五月甲州西郡十日市場村河西兵助殿出篠巻巻駄、阿弥陀海道にて荷問屋々同宿平左衛門殿附出し猿橋にて荷問屋え附送り可申処、從途中右荷問屋え附参り申度段及無心右荷物讓請、直様附送り可申管之処、我等勝手ヲ以荷物長々留置候ニ付、不着段、荷主並荷問屋中御取調之上、右荷物附送り方等閑ニ仕、殊更大金之荷物と乍弁居留置候段嚴重之御察當ニ預り、既ニ御願立ニも可相成之処、左候ては私共身分難相立候ニ付左之名前之衆中え取継り精々御詫申上候処、格別之御勘弁を以御聞濟ニ相成難有仕合ニ奉存候。然ル上は当人は不及申、宿内馬士中ニても以来右様之儀無之様一同議定仕急度相慎可申候。若又右様之風聞たり共有之候ハハ、何様之御取斗被成下候共毛頭申訳無御座候。依之一同連印仕御詫一札差出申処如件。

慶応二年寅二月 日

駒橋宿

当人

弥平次[㊟]

馬士世話人

庄八

阿弥陀海道宿

詫人

甚左衛門[㊟]

同断

作左衛門[㊟]

同断

治左衛門[㊟]

河西兵助殿

花田屋五郎左衛門殿

山形屋八郎右衛門殿

荒井六郎兵衛殿

二四九 天野啓吾家文書二
八四 (笹子町黒野田)

幕末には、中馬とは別に、黒野田、猿橋、上野原の荷問屋による糸・綿をはじめとする運輸業が発達し、農民たちや日雇い層は馬士として運送にたずさわった。そして両者の間で荷物輸送をめぐるトラブルが始終発生していた。この史料はその典型的なものである。

馬士

馬士世話人

河西は荷主

花田屋は黒野田の荷問屋

山形屋は上野原の荷問屋

荒井屋は猿橋の荷問屋